北区社会福祉協議会広報紙「北区社協だより」広告掲載要領

（趣旨）

第１条　この要領は、大阪市北区社会福祉協議会（以下「区社協」という）が発行する、「北区社協だより」への広告掲載に関し、必要な事項を定める。

（広告の規格、掲載料金、掲載位置等）

第２条　規格、広告を掲載する位置及び掲載時期等は、次のとおりとする。

（１）規格は1区画　縦8cm×横6cm

（２）掲載料金は、1区画 5,000円とする。

 ※ 但し任意団体は1区画 2,000円とする。

（３）掲載位置は、広報紙3ページの下段とする。

（４）掲載数は、1ページ最大4区画とする。

（広告の募集、申込・決定）

第３条　広告掲載希望企業、事業所、各種団体など（以下「団体」という。）の募集は、広報紙およびホームページを通じて、募集する。団体は、広報紙広告掲載申込書（様式第1号に、以下「申込書」という。）と広告原稿と法人（会社）概要を提出。その後、審査を行い、採用について可否を連絡する。結果、採用された団体（企業）には振込にて入金確認後、区社協より広報紙に掲載決定を通知する。

（規制業種又は事業者）

第４条　次の各号に定める業種又は事業者の広告掲載については、これを承認しない。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種

（２）消費者金融

（３）商品先物取引に関するもの

（４）たばこ

（５）ギャンブルにかかるもの

（６）法律の定めのない医療類似行為を行う施設

（７）民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者

（８）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

（９）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売。通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。

（１０）結婚相談所または交際紹介業

（１１）探偵事務所、興信所等の調査会社

（１２）いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体又は特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人

（１３）公共機関又は行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等

（１４）市税を滞納している事業者

（掲載基準）

第５条　次の各号に定めるものは、掲載しない。

（１）差別、名誉棄損のおそれがあるもの

（２）法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

（３）他を誹謗、中傷又は排斥するもの

（４）公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

（５）非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

（６）国内世論が大きく分かれているもの

（７）社員等の人材募集を主たる内容とするもの

（８）その他、区社協が不適当と認めるもの

（広告掲載の承認及び決定）

第６条　広告掲載業務事業者より広告掲載申請書による掲載申請を受けたときは、区社協事務局が広告掲載の可否について審査し承認する。

（承認の取消しなど）

第７条　区社協事務局は、広告主が次に該当するときは、広告の掲載期間中であっても、その掲載の承認を取り消すことができる。

（１）区社協の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは業務を停滞させるような行為があったとき。

（２）倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。または社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

（３）その他、区社協事務局が特に必要と認めるとき。

（広告掲載業務事業者及び広告主の責務）

第８条　広告掲載業務事業者並びに広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

２　広告掲載業務事業者並びに広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他不正な行為を行ってはならない。

３　広告掲載業務事業者並びに広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告掲載業務事業者並びに広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

附則

この要領は、令和元年６月1日から施行する。